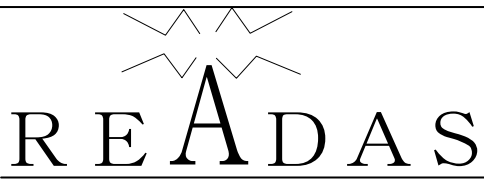


第 4654 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 1月24日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 限定承認した場合のみなし譲渡所得

Q：父が亡くなりましたが、債務が多いので限定承認をしようと思っています。この場合にはみなし譲渡に注意が必要ということですが、どういうことですか？

A：相続財産に譲渡所得の起因となる資産がある場合は、譲渡があったものとみなして譲渡所得課税が行われます。

【解説】

限定承認とは、被相続人の財産の限度において債務を承継するというもので、限定承認をする場合には、相続を知った日から3ヶ月以内に家庭裁判所に申し出をしなければなりません。

税務上、限定承認をした場合には、被相続人から相続人に財産を譲渡をしたものとみなすこととなっていますので、相続財産のうち譲渡所得の起因となる資産（土地等、有価証券等）がある場合には、その相続開始時の時価で譲渡があったものとして譲渡所得税が課せられますので、注意しなければなりません。

ただし、その後において、当該財産を譲渡した場合には、その相続時の時価が取得価額となりますので、その価額を超えて譲渡しない限り、譲渡所得税がかかることはありません。

なお、この場合の譲渡所得税は被相続人の債務となり、相続税の債務控除の対象になります。

また、この場合のみなし譲渡の対象になった相続財産は、相続税の申告においては、一般の財産と同様に評価します。

